

古河市スポーツ協会 慶弔金等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会役員等の慶弔金支給について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 役員等とは、会長、副会長、常任理事、理事、顧問、監事、幹事、スポーツイベント委員、加盟団体長、スポーツ少年団正副本部長及び小中学校体育連盟正副会長とする。

(慶弔金の種別及び額)

第3条 慶弔金の種別及び額は、下記の区分とする。

種 別 \ 事 項	要 件	金 額
祝金	役員が、叙勲等の特別な表彰を受けた場合	10,000 円
見舞金	役員が連続 10 日以上入院した場合。ただし同一疾患で再入院の場合は一回限り。	10,000 円
死亡弔慰金	役員が死亡した場合	10,000 円

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が常任理事会の同意を経て、別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。